



別紙様式第1号 (第3関係)

平成29年12月20日

奈良市議会議長 北 良晃 様

質問者 三橋 和史



文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
<p>市政運営について</p> <p>1、同報系防災行政無線の整備について</p>	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>市民等への防災上の情報伝達手段の一つである防災行政無線については、費用対効果の観点から、都市部では同報系が有効であり、過疎地域では移動系が有効に機能するということは、奈良市の防災担当部局においても理解されているものと認識している。</p> <p>同報系防災行政無線は、災害情報や避難情報等のほか、全国瞬時警報システム（J-アラート）情報の伝達などの役割を担い、市民や市内滞在者等の生命及び身体保護に資する重要な設備である。言うまでもなく、それは無計画に設置していくものではなく、既存公共施設等の位置によらず、防災上の観点から特に必要な地域に優先的に設置していくということが基本であり、例えば、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害対策に係る諸法令により危険性が存するとされている区域（以下「危険区域」という。）付近に優先的に設置していくべきであると考えます。</p> <p>しかし、奈良市の防災担当部局は、既に現状において、エリアメールや緊急速報メールによる文字伝達と相互に補完し合うことで強力な情報伝達体制を構築することができているとしているが、奈良市の都市部における同報系防災行政無線の整備状況については、その可聴範囲が極めて限定的であり、有効に機能していない実態にある。また、今後の整備についても、特に方針や計画が示されていない。</p> <p>これらを踏まえ、同報系防災行政無線に関して、次の点について質問する。なお、必要に応じて、図面等を付して回答されたい。</p> <p>1、可聴範囲のカバー率等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部面積に占める可聴面積の割合 ・都市部世帯数に占める可聴世帯数の割合 	<p>市長</p>



	<ul style="list-style-type: none">・全ての危険区域の箇所数に占める可聴範囲に含まれる危険区域の割合 など <p>2、現在までに整備した箇所の選定理由について</p> <ul style="list-style-type: none">・危険区域との位置関係の考慮の有無・民有地や民間施設等への設置の検討の有無など <p>3、今後の整備計画について</p> <ul style="list-style-type: none">・可聴範囲の拡大に関する具体的数値目標・目標達成の期限・目標達成のために要する費用の見積り額 など <p>4、試験放送等の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none">・試験放送の頻度及びその理由・機器の操作技能を習得している職員の数、その所属部署名及び役職名 など	
--	---	--

2、一般廃棄物処理の実態について

奈良市における家庭系一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）の収集業務の実態に関して、高齢者や心身障害者を始め多くの市民から深刻な相談と苦情が寄せられている。

奈良市は、非常に細かすぎる家庭ごみの分別方法を記載した40ページ近くにも上る冊子「ごみ事典」や「ごみアプリ」を独自に作成して市民に配布するなどして、他市町村と比較しても市民に対して必要以上に分別の負担を課している疑義が生じている。「ごみ事典」等に記載する分別方法に僅かに沿わない家庭ごみが排出された場合に、当該家庭ごみが収集されないなどといった事例や、家庭ごみに名前を書かなければ収集されないなどといった事例が発生していることが私の調査により判明している。

特に高齢者や心身障害者等にとっては、家庭ごみの分別に困難を要する場合は当然に想定されるが、廃棄物対策課課長補佐が示す奈良市としての見解によれば、高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する場合であっても、収集業務において配慮される事情ではなく、日常生活上の介助者を付ける等の施策により補完されるべきであり、環境部局ではなく福祉部局に意見してもらいたいということであった。家庭ごみの収集業務は多様な市民がその福利を受けることが想定される業務であるにもかかわらず、前記見解は高齢者や障害者等の応能の程度を無視した内容であり、断じて容認することができないものである。

そもそも、当然のことながら、ごみの分別というのは処理の異なる物を区別することが目的であり、処理が同じものを分別する必要はない。また、近隣府県を含めて全国には、奈良市ほどに細かく家庭ごみの分別方法を定めていない地方公共団体も多数存在する。プラスチックごみであっても、それをリサイクル処理するために掛かる環境負荷や必要な費用を考慮した場合には、可燃ごみと同様に処理したうえでその節約した費用の差額分を別途環境保護施策に投資する方が効果的ではないのかという疑義も生じている。

非常に細かすぎる分別の負担を課している現状に対して市民の理解を得るためには、その分別方法やリサイクルなどが環境負荷の軽減等に資する程度の効果検証が行われ、科学的根拠に基づく説明責任が果たされるべきであるにもかかわらず、平成29年6月及び12月時点で確認したところ、奈良市はそれさえも行っていないということが判明している。科学的根拠なく必要以上の分別を市民に強制して行政サービスを低下させているような実態は、誠に遺憾である。まして、奈良市が定めた非常に細かすぎる分別に沿っていないからといって家庭ごみの収集が行われないような措置が取られたり、家

市長

庭ごみに名前を書かせるなどの市民のプライバシーの権利を侵害したりするような運用実態は、言語道断である。

奈良市では、ごみ集積所の提供や管理など自治会等の任意団体の協力によって、家庭ごみの収集業務を遂行している地域がある。ただ、当該任意団体が、家庭ごみの徹底した分別や減量に善意で積極的に協力しようとするあまり、関係住民に対して、家庭ごみを排出する住民として通常想定される制約の範囲を超えて、必要以上に権利を制限し、又は義務を課すというような状況が作出されているという相談や苦情も多数の市民から寄せられている。

廃棄物対策課課長補佐が示す奈良市としての見解によれば、そのような状況があることについては奈良市においても把握しているものの、それは自治会等の任意団体において勝手に取り決めている事項であって奈良市としては関係なく責任もないということであった。しかし、たとえ自治会等の任意団体の判断で行われていることであるとしても、奈良市が本来担うべき家庭ごみの収集業務をその協力を通じて遂行しているのであるから、いずれの住民においても家庭ごみの収集業務の福利を受ける機会を奪われることは許されないという前提を踏まえれば、それを受けるために必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられることも許されないのであって、奈良市としては関係なく責任もないとする市の見解は無責任極まりないものであると評価せざるを得ない。当該任意団体が、家庭ごみの排出者が非常に細かすぎる分別に僅かに沿っていないからといって当該家庭ごみの収集が行われないような措置を取ったり、家庭ごみに名前を書くように取り決めたりしたとしても、家庭ごみの収集業務は本来的に市行政の責任として法律に規定されているのであるから、奈良市の責任において適正な取り扱いが確保されなければならない。

非常に細かすぎる家庭ごみの分別方法を記載した40ページ近くにも上る冊子「ごみ事典」や「ごみアプリ」を独自に作成したところで、多様な市民の生活実態を考慮せず必要以上の分別の負担を市民に課し、それに沿った分別を担保するために本来行われるべき家庭ごみの収集が行われないような措置が取られたり、家庭ごみに名前を書かせるなどの市民のプライバシーの権利が侵害されたりするような運用が行われている実態を把握しておきながらそれを放置するのであれば、それは市民を無視した公務員の自己満足に過ぎない不当な施策であると言うほかないものと考える。

これらを踏まえ、次の点について質問する。

- 1、高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する場合であっても、収集業務において配慮される事

	<p>情ではなく、日常生活上の介助者を付ける等の施策により補完されるべきであり、環境部局ではなく福祉部局に意見してもらいたいという廃棄物対策課課長補佐の見解について、訂正すべき点があるかどうかについて</p> <p>2、市民には高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する者が必ず含まれることを踏まえ、家庭ごみの収集業務において配慮すべきであるとする事項について</p> <p>3、「ごみ事典」や「ごみアプリ」の記載によれば分別すべきとされているのにそれに沿わない方法で排出された家庭ごみについて、同一の処理を行った事例の有無、有る場合はその分量及びそのために過剰に発生した環境負荷の程度について</p> <p>4、プラスチック製容器包装をリサイクル処理するために掛かる環境負荷や必要な費用について</p> <p>5、プラスチック製容器包装以外のプラスチックごみを可燃ごみと同様に処理しているかどうかについて</p> <p>6、プラスチック製容器包装をリサイクル処理することにより軽減される環境負荷の程度と、可燃ごみと同様に処理したうえでその節約した費用の差額分を別途環境保護施策に投資して軽減される環境負荷の程度を比較した場合に、前者の方が優位であるとする科学的根拠について</p> <p>7、「ごみ事典」等に記載する分別方法に僅かに沿わない家庭ごみが排出された場合に、当該家庭ごみが収集されないなどといった事例や、家庭ごみに名前を書かなければ収集されないなどといった事例が発生していることについて、奈良市においても把握しているものの、それは自治会等の任意団体において勝手に取り決めている事項であって奈良市としては関係なく責任もないという廃棄物対策課課長補佐の見解について、訂正すべき点があるかどうかについて</p> <p>8、奈良市内において家庭ごみの収集業務の責務を負う行政主体は、いずれであるかどうかについて</p> <p>9、いずれの住民においても家庭ごみの収集業務の福利を受ける機会を奪われることは許されず、それを受けるために必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられることも許されないという認識があるかどうかについて</p>	
--	---	--

	<p>10、家庭ごみに名前を書かなければ当該家庭ごみは収集されないという実態は、憲法 13 条により保障されているプライバシーの権利に制約が加えられている状況であるという認識があるかどうかについて</p> <p>11、前記 10 において、プライバシーの権利に制約が加えられている状況であるという認識を有しているとする場合は、その制約を正当化ないし許容されるものとする憲法及び法律上の根拠について</p> <p>12、家庭ごみの収集業務の福利を受けるために、法的根拠なく必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられる現状を改善することを目的とした、今後の奈良市としての具体的な対応について</p>	
--	--	--

<p>3、奈良市立登美ヶ丘中学校の西側斜面について</p>	<p>昭和 54 年 1 月 11 日に、奈良市は、奈良市東登美ヶ丘 2 丁目及び 3 丁目地内の土地について、開発業者による都市計画法に基づく開発許可申請に対して、許可処分を行った。</p> <p>開発区域のうち、同地内に存する奈良市立登美ヶ丘中学校の西側斜面については、開発行為が完了した後は奈良市に帰属させることとされていたものの、奈良市は長期間にわたってその手続きを怠ってきた。</p> <p>昭和 61 年 6 月 26 日には、奈良市と所有者は、当該土地を奈良市へ移管採納する旨を約する文書を取り交わしていることが判明している。</p> <p>平成 29 年 6 月には、奈良市は、地元住民に対して、当該土地については、所有者に対して奈良市への帰属を求めていくこととする判断をした旨の説明をしているが、未だにその手続きが取られていない。</p> <p>これらを踏まえ、次の点について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、開発当初から現在までの経緯について 2、開発完了後から現在までの期間に、奈良市への帰属の手続きが行われていない理由について 3、砂防法に規定する砂防指定地内であるにもかかわらず、平成 29 年に樹木の伐採が行われたが、所管する奈良県との情報共有の経緯及び現状について 4、奈良市に帰属させるための今後の奈良市としての具体的な対応及びその期限について 5、付近には不審者の目撃情報があることも踏まえ、中学校のプールが敷地外から見える状態にあることに対する目隠し等の対策の方針について 	<p>市長 教育長</p>
-------------------------------	---	-------------------

<p>4、国民健康保険の県単位化について</p>	<p>これまで市町村ごとに取り扱っていた国民健康保険は、平成 30 年度から県単位化される予定である。奈良県から各市町村に対しては「標準保険料率の算定に当たっては、市町村ごとの医療費水準は考慮せず、所得水準と世帯構成を参考に算出する。」という旨の説明があったものと認識している。つまり、応能負担の観点に重きが置かれ、応益負担の考え方や医療費水準が考慮されていない制度が提案されており、類似の方式を採用する都道府県は全国でも少数であることが判明している。</p> <p>奈良県は、その案を推進する正当性や理由について、各市町村から同意が得られているからという趣旨を説明しているが、平成 29 年 12 月 20 日現在において、奈良県からは、医療費水準を考慮した制度設計とそうでないものに係る各市町村及びその住民たる被保険者の負担に関する試算が正確に示されていない状況にある。医療費水準を考慮した制度設計とそうでないもののどちらがよいかという点について判断するためには、当然ながら奈良市としても両方の試算を確認しなければならない。</p> <p>奈良市だけでなく県内各市町村における人口構成やその推移、所得水準や医療費水準の推移等を考慮したうえで、適切な資料に基づいて制度設計が行われるべきであるものとする。</p> <p>また、料率改定に係る権限は各市町村に留保されることもあり、県単位化後においても、奈良市としても被保険者等に説明責任を果たしていくことが求められる。</p> <p>これらを踏まえ、次の点について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、奈良市は、現時点で奈良県が提示している制度案に既に同意をしたのかどうかについて 2、前記 1 において、既に同意をしている場合は、現時点で奈良県が提示している制度案によることが現在及び奈良市民にとって優位であるとする具体的根拠について 3、奈良市は、奈良県に対して、医療費水準を考慮した制度設計とそうでないものの両方の試算を行った資料の提供を早期に求めていく方針であるかどうかについて 	<p>市長</p>
--------------------------	---	-----------

受付日	平成 29 年 12 月 20 日
送付日	平成 29 年 12 月 22 日